

中部アマゴルフ研修会会則

平成 17 年 4 月施行
平成 23 年 4 月改定
平成 25 年 4 月改定

第 1 条 (名 称)

本会は「中部アマゴルフ研修会」と称する。

第 2 条 (目 的)

本会は中部地区のゴルフの普及と発展に寄与し、アマチュアゴルファーとして研修競技を通じ技術向上に努め、また、ルール講習会を通じゴルフ関連についての知識を広め、更に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 (事務局)

中部ゴルフ連盟 (C G A)

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-26-25 メイフィス名駅ビル 502号

Tel : 052-586-1345 Fax : 052-561-7972

第 4 条 (事 業)

本会は、第 2 条 (目的) を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年間 6 回以上の研修会の開催
- (2) 会員相互の親睦と技術の向上についての会合の開催
- (3) 中部地区のジュニアゴルファーの育成事業
- (4) 協賛事業及び社会貢献事業
- (5) 前号の他、役員会が必要と認めた事業

第 5 条 (入 会)

JGA/USGA ハンディキャップインデックス 14.4 迄の C G A 加盟クラブの会員で、所属するクラブの支配人の推薦を得て申込みことが出来る。

第 6 条 (入会の諾否)

入会の諾否は役員会または入会審査会において決定する。

第 7 条 (休会・退会及び除名)

- (1) 本人が事務局に退会届 (書式は任意) を提出した時
- (2) 理由なく年会費を期日までに納入しない時
- (3) 会の名誉を汚す事、会員として相応しくない行為があり、役員会にて除名の決議がなされた時

上記、退会又は除名の者は復会が認められない。

ただし、止むを得ない理由による退会について、休会とすることもある。

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

名誉会長	
会長	1名
副会長	1名
参与	数名
顧問	数名
幹事長	1名
副幹事長	数名
幹事	各地区より6名以内

役員は、会員の互選により選任する。役員の任期は2ヵ年とする。

第9条 (役員会)

役員会は会長が必要と認めたとき、又は役員の数分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった時招集する事が出来る。役員会は年1回以上開催しなければならない。

役員会の決議は、出席役員の過半数で決し、可否同数の時は会長がこれを決する。

第10条 (入会審査委員会)

役員会は、本会に入会を希望する者を審査する入会審査会を置くことが出来る。

委員は、会員の中から役員会が委嘱する。

委員の任期は2ヵ年とし、兼任を妨げない。

第11条 (競技委員会)

中部アマゴルフ研修会競技委員会は、CGA 競技委員会から研修競技及びルール講習会担当の委員数名が委嘱される。

第12条 (通常総会及び臨時総会)

- (1) 通常総会は年1回とする。会計年度終了後、2ヶ月以内に招集しなければならない。
- (2) 会長は研修会を代表とし、総会及び役員会の議長となる。
- (3) 会員の数分の1以上から、総会の目的とする事項を示して請求があり役員会が認めた時、会長は臨時総会を招集する。
- (4) 総会の議事は全て出席者の過半数をもって決議するものとし、可否同数の時は会長がこれを決する。

第13条 (運営費)

本会の運営は、入会金・年会費・登録料等の収入により行う。

会員は、役員会で定められた入会金・年会費・登録料を支払わなければならない。

第14条 (会計年度)

毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第15条 (会則の改定及び追加)

会則の改定及び追加は、総会にて出席者の過半数の同意を得なければならない。

第16条 (細則の改定及び追加)

細則の改定及び追加は、役員会にて出席者の過半数の同意を得なければならない。